

県外の医療機関での新型コロナウイルス感染症予防接種について

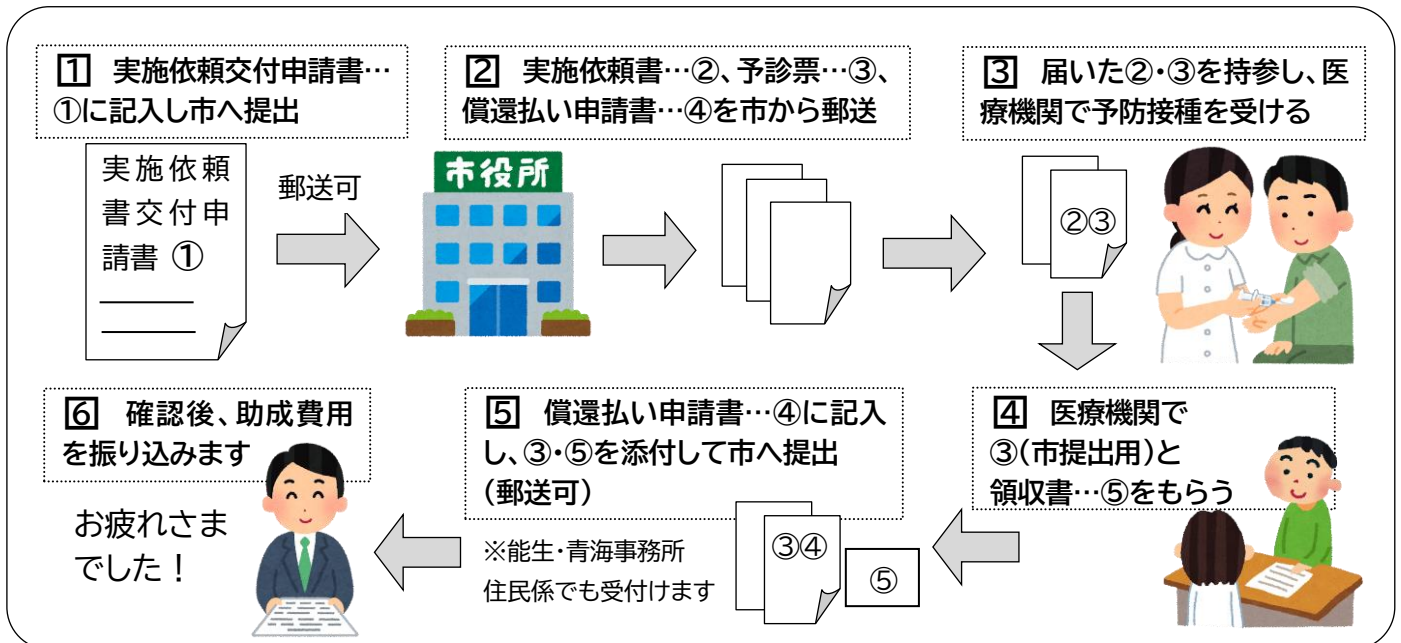
当市に住所のある方が、県外の（または県内で当市と契約していない）医療機関で新型コロナウイルス感染症予防接種を希望される場合、期間中1回に限り費用の一部を償還払いいたします。県外の医療機関で接種される予定の方は、接種前・接種後に手続きが必要です。下記手続きの流れを確認の上、申請をお願いします。

なお、あさひ総合病院・黒部温泉病院（富山県）、市内の医療機関で新型コロナウイルス感染症の予防接種をされる場合、申請の必要はありません。

対 象 者 糸魚川市内に住所がある方で、満 65 歳以上の接種希望者及び 60 歳～64 歳までの方で、心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある接種希望者で、県外の（または県内で当市と契約していない）医療機関において新型コロナウイルス感染症予防接種を受ける予定の方（助成は期間中1回のみです。）

手続きの流れ

1. 接種を受ける前に、「予防接種実施依頼書交付申請書」…①に記入し、糸魚川市役所健康増進課まで提出してください。（郵送可）
2. 市は①を受付後、「予防接種実施依頼書」…②と予診票…③、「新型コロナウイルス感染症予防接種費用償還払い申請書」…④を郵送します。
3. 希望する県外の医療機関に②と③を提出して予防接種を受けてください。
4. 接種後、接種費用全額を支払い、医療機関で③のうち市提出分、領収書…⑤をもらってください。
5. ④に記入のうえ、医療機関でもらった③、⑤を添付して市に提出してください。（申請期限：R7.3.31）
6. 申請書を確認後、費用（接種費用全額から自己負担額 3,800 円を差し引いた額）をご本人の口座に振り込みます。



接種費用 市外医療機関の窓口で接種費用全額をお支払いください。

償還払い申請書…④の提出により、接種費用から自己負担額 3,800 円を引いた分を、ご本人の口座に振り込みます。

提出期限 予防接種実施依頼書交付申請書…①

令和 7 年 2 月 28 日(金)

新型コロナウイルス感染症予防接種費用償還払い申請書…④

令和 7 年 3 月 31 日(月)

提出先 糸魚川市役所健康増進課保健係(郵送可) もしくは 能生事務所住民係、青海事務所住民係